

秩父地域森林活用等創出支援事業

秩父地域森林林業活性化協議会では、秩父産木材の利用促進や普及啓発、人材育成・雇用に関する事業、さらには森林・林業に関連するイベントへの支援を行います。



対象事業	令和5年度中に実施する以下の事業
対象者	森林組合、林業事業体、木材関係者、特定非営利活動法人、住民の組織する団体など
補助要件	<ul style="list-style-type: none">補助金の交付終了後、複数年にわたり活動が継続できること活動内容や技術などに関する情報を広く公開すること など
応募方法	申請書を5月8日(月)から6月16日(金)までに、産業観光課にご提出ください。 様式は産業観光課で配付します(ホームページ「森の活人」からもダウンロードできます)。
交付決定	応募内容を協議会で審査し、予算の範囲内で決定します(7月下旬予定)。

①公共施設や民間住宅などでの木材利用の推進		②新たな森林産業への支援	
補助の目的	秩父産木材の利用促進および普及啓発を図る	補助の目的	秩父圏域の豊富な森林資源を活用しながら特產品化を進め、新たな森林産業の育成を図る
補助対象経費	秩父産木材の年間使用量の、材積が5m ³ 以上または施工面積50m ² 以上 ※秩父産木材の証明書類が必要などの各要件あり	補助対象経費	謝金、旅費、消耗品費、郵送料、手数料、委託料、使用料、賃借料
補助率	定額	補助率	10/10 (補助対象経費20万円以下の部分) 1/2 (補助対象経費20万円を超える部分)
補助金限度額	1事業者につき20万円	補助金限度額	1事業につき100万円
こんな事業に オススメ!	●秩父産木材を使った住宅の新築・リフォームをしたい ●事務所の木質化をしたい ※施工場所、事業者の地域制限なし。他の補助金との併用も可。	こんな事業に オススメ!	●秩父産木材による家具、木工品などの開発をしたい ●秩父特有の森林資源を生かした特產品の開発をしたい

③森林・林業分野における人材育成・雇用への支援		④森林・林業に関連するイベントへの支援	
補助の目的	新規就労者や担い手の確保、育成および従業者の技能向上を図る。	補助の目的	秩父圏域における森林・林業の活性化やPRを図る
補助対象経費	謝金、旅費、消耗品費、郵送料、手数料、委託料、使用料、賃借料	補助対象経費	謝金、旅費、消耗品費、郵送料、手数料、委託料、使用料、賃借料
補助率	10/10 (補助対象経費20万円以下の部分) 2/3 (補助対象経費20万円を超える部分)	補助率	定額
補助金限度額	1事業につき100万円	補助金限度額	1事業につき10万円
こんな事業に オススメ!	●従業員に資格を取得させて人材育成につなげたい ●就職セミナーに出展したい ●高等学校などで未来の担い手を育てる出前講義を実施したい	こんな事業に オススメ!	●地域内外で、秩父の森や木をPRするために出展したい ●木育イベントや林業体験などを開催して秩父の森や木のファンを増やしたい

※②③の補助メニューは、継続事業と認められる場合、平成30年度から数えて3回までとなりますのでご注意ください。

問合せ 産業観光課(8番窓口) ☎62-1462